板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

令和５年１月 17 日区長決定

（趣旨）

第１条　板橋区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

（労働環境の確認を行う契約）

第２条　労働環境の確認を行う契約は、総務部契約管財課において契約締結処理する契約のうち、次に掲げるものとする。ただし、区長が契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1)　予定価格が３，０００万円以上の工事請負契約

(2)　予定価格が１，０００万円以上の委託契約であって、建物清掃、人的警備、受付、用務等の人件費が経費の大半を占めるもの

２　前項の規定にかかわらず、区長が必要があると認めるときは、労働環境の確認を行うものとする。

（労働環境の基準）

第３条　この要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号)、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を基準とする。

（労働環境の確認方法）

第４条　区長は、労働環境の確認のため第２条各号に掲げる契約の締結後、当該契約の相手方に対し、別記第１号様式によるチェックシート（以下「チェックシート」という。）を速やかに提出するよう求めるものとする。

２　区長は、チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

３　区長は、前項の規定により提出されたチェックシートの内容について、契約の相手方に対し説明を求めることができる。

（改善の勧告及び報告）

第５条　区長は、前条第２項の規定による確認の結果、労働環境が不適切であると認めるときは、別記第２号様式による改善指示書により、契約の相手方に対して労働環境の改善を求めることができる。

２　前項の規定による指示を受けた契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

（不適切な労働環境に対する措置）

第６条　区長は、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約条項に基づく契約の解除、東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）の規定に基づく指名停止措置及び関係機関への通報を行うことができるものとする。

⑴　チェックシートを提出しない場合又はチェックシートに虚偽の記載があった場合

⑵　前条第１項に規定する改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合

⑶　前条第２項に規定する書類を区に提出しない場合

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年２月１日から施行し、令和５年４月１日以後に締結する契約から適用する。